

## 奨学金制度のご紹介

岡谷市病院事業では、ご本人やご家族の負担を少しでも軽減し、充実した学生生活を送っていただくための奨学金制度があります。

この奨学金は、看護学校等を卒業後、当院に一定期間勤務いただくと返還が免除される有利な制度となっています。

貸与の資格、条件等は下記のとおりとなります。

**対 象 者：**看護学校等（大学、短大、専門学校）に入学する方、在学中の方

**貸与条件：**看護学校等を卒業後、ただちに岡谷市民病院に就職する意思のある方

**貸 与 額：**月額5万円以内（年額60万円以内）1万円単位でお申込みできます。

**貸与期間：**看護学校等の正規の修学期間内

**振 込：**毎月21日に指定口座へ振り込みます。（特に希望の場合は、年2回でも可）

**返還免除：**貸与を受けた月数の1.5倍の期間を岡谷市民病院で勤務した場合、返還が免除となります。

例）奨学金を2年間（24箇月）借りた場合、3年間（36箇月）勤務すれば返還免除

☆ 次の場合には奨学金を原則一括で返還していただきます。

- ・看護学校等を中途退学した場合
- ・看護学校等を卒業後、当院に就職しない場合
- ・当院に就職後、返還免除期間が満了する前に退職する場合 など

**募集時期：**例年1月下旬に岡谷市民病院ホームページにて募集（翌年度4月分から）

申請書類のダウンロードはホームページからお願いします。

応募受付後、面接試験を行い貸与の可否を決定いたします。

～制度の詳細は岡谷市民病院 庶務課 人事厚生担当までお問い合わせください～



### 岡谷市民病院

庶務課 人事厚生担当

〒394-8512

長野県岡谷市本町4-11-33

TEL 0266-23-8000（内線3612）

FAX 0266-23-0818